# 令和7年度私立幼稚園教育振興事業費補助金説明会に係る資料

- 資料1 私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱関連資料
- 資料 2 私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱·同実施細目
- 資料3 令和7年度学校情報一覧表(見本)
- 資料4 令和7年度私立幼稚園教育振興事業費補助金交付申請書の作成について
- 資料 5 令和 7 年度私立幼稚園教育振興事業費補助金交付申請書(記入例)
- 資料 6-1 私立学校安全対策促進事業費補助金の概要
- 資料 6-2 補助金等交付財産の財産処分に係る事前協議の徹底について
- 資料 7 私立幼稚園等環境整備費補助関連資料
- 参考資料 園舎等の耐震対策はお済みですか?
- ※令和7年度預かり保育事業については、<u>私立幼稚園預かり保育推進補助金関係書</u> 類に別途掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

私立幼稚園教育振興事業費補助金 交 付 要 綱 関 連 資 料

東京都生活文化局私学部

## 教職員数の調整

#### 1 概 要

従前、本務教職員の実人数をそのまま補助対象としていたものを、平成13年度より現在 の幼稚園の平均的な規模等を考慮しながら、基準を設定し、標準化を行っている。

## 2 基 準

補助の基準となる教員数と職員数を算定し、その合計数と、本務教員と本務職員の合計数(実人数)とを比較して、低い数値を採用する。

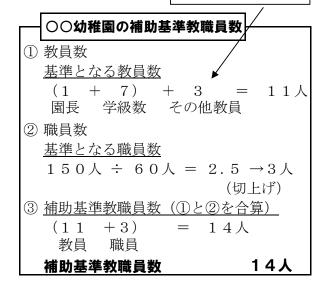
	補助	基準教職員数の算定方法	
園	長	1 園ごとに	1人
学 級	担任	1学級ごとに *1	1人
その他の	の教員	3学級ごとに *2	1人
		園児120人以下	2人
職	員	園児121人以上 60人ごとに *3	1人
	学級その他	園 長学級担任その他の教員	学 級 担 任 1学級ごとに *1 その他の教員 3学級ごとに *2 園児120人以下 職 員 園児121人以上

- \*1 実学級数により設定
- \*2 実学級数を3で割った学級数(小数点以下は切上げ)
- \*3 定員内園児数を60で割った数(小数点以下は切上げ)

(7学級÷3≒2.3→3人) ※切上げ

# 3 具体例

 ○○幼稚園のス	<b>太務教職員数</b>	,
園児数 学級数		(定員150人)
本務教員	園 長副園長 副園長 教員 (小計	1 1 9 11人)
本務職員	事務職員 現業職員 (小計	2 2 4人)
本務教職員合		15人



基準上の教職員数14人と、本務教職員数15人を比較して、少ない方の14人が補助対象人数となる。

注意事項

# 教育振興事業費補助金に係る注意事項

#### 1 本務教職員について

#### ●補助要件の確認

本務教職員の要件の1つである、勤務実態(学校に1週間当たり5日以上勤務)を確認できる書類(**園長を含む全教職員の出勤簿等**)を必ず備えておき、出勤簿等には必ず押印等による表示をし、空欄のないようにすること。

また、教員においては免許の更新忘れや失効が無いようにすること。

● 幼稚園加入の私学共済等への加入状況の確認

補助金の対象となる本務教職員が幼稚園加入の私学共済等に加入しているかを必ず確認すること。

2 満3才児の受入れ補助(特別補助)

園則等で定員が設定され、幼稚園児として入園・在籍している満3才児の園児が対象。 補助要件を確認するため、次の書類を備えておくこと。

- (1) 満3才児の募集定員がわかる募集案内
- (2) 満3才児の受入れ実績を確認できる出席簿の写し等
- 3 生徒等の安全対策推進補助 (特別補助)
  - (1)安全対応能力向上の取組

補助要件を確認するため、次の書類を備えておくこと。

- (ア) 危機管理マニュアル (防犯及び防災) の原本
- (4) 防犯及び防災研修・訓練等の取組が確認できる書類(計画書、報告書、当日の写真等)
  - ・研修・訓練等の実施計画書
  - ・研修・訓練等の実施内容を記載した報告書
  - ・研修・訓練等の実施状況を撮影した写真等

※防犯及び防災についての研修、訓練等を実施したことを確認できる書類がない場合は、 補助対象外となります。

#### (2)事故対応能力向上の取組

補助要件を確認するため、次の書類を備えておくこと。

事故対応能力向上の取組が確認できる書類(計画書、報告書、当日の写真等)

- (ア) 講習会実施等の計画書
- (イ) 講習会等の実施内容を記載した報告書
- (ウ) 講習会等の実施状況を撮影した写真等

#### 4 保育体験の受入れ補助(特別補助)

補助要件を確認するため、次の書類を備えておくこと。

- (1) 都内の中学校・高等学校から幼稚園に対する依頼文書等
- (2) 保育体験受入れ終了後の実施報告書(実施期間、保育体験受入れ学校名、参加人数、実施 内容等、実施が確認できるもの)
- 5 学校関係者評価補助(特別補助)

補助要件を確認するため、次の書類を備えておくこと。

- (1) 自己評価の実施が確認できる報告書等
- (2) 保護者その他の幼稚園の関係者(幼稚園教職員を除く)による評価の実施が確認できる報告書等

#### 6 その他

#### ● 補助金関係書類の保管

補助金関係書類は、都へ提出したすべての書類(写し)を含め、補助金交付年度の翌年度から 5年間保存しておくこと。

# 令和7年度私立幼稚園教育振興事業費補助金執行単価表等

# 1 一般補助【要綱第5 1に基づく各割単価】

(1)幼稚園割単価	925,500 円
(2) 学級割単価	52,400 円
(3) 本務教職員割単価	561,300 円
(4) 幼児割単価	5,800 円

# 2 特別補助【要綱第5 2に基づく特別補助単価】

(1) 地域教育事業補助	1事業につき300,000 円
(2)(7)授業料減免制度整備促進補助	300,000 円
(4) 授業料減免補助	家計急変:前年度の減免額(又は支給額)×10/10
(3)満3才児の受入れ補助	300,000+満3才児園児数×100,000 円
(4)(7)安全対応能力向上の取組	300,000 円
(イ) 事故対応能力向上の取組	100,000 円
(5) 保育体験の受入れ補助	120,000 円
(6)学校関係者評価補助	300,000 円

# 3 要綱第5 1(3)の別に定める上限

次表の方法により各職種の補助基準人数を算定の上、合算した補助基準教職員数を上限に 定める。

# 【数晶】

1 4	权 5	₹ 1	
園	長		1人
教	員	1学級につき	1人
教	員	3学級につき	1人

※ 端数切上げ

# 【職員(園児は定員内実員とする。)】

園 児 121人以上 60人につき	1人

※ 端数切上げ

※ 端数切上げ

# 私立幼稚園教育振興事業費補助金交付における事務日程(概略)

#### 令和7年度

## 5月中旬 【現況調査表の提出】 (→区市町村へ提出)

- ・当該年度の5月1日現在の園児数等の調査です。
- ・当該年度の補助金額を算定するための基礎数値となります。

## 6月中旬~ 【私立学校教育助成金調査表(B表)及び事業計画書の提出】

#### 7月上旬

- ・B表は、当該年度の補助金額を算定するための、教職員数、学級数、特別補助に関する基礎数値等の調査です。
- ・提出は、概ね6月中旬から7月上旬のあらかじめ指定された日となります。

# 8月下旬 【学校情報一覧表の確認】

・当該年度の補助金額を算定するための基礎数値の最終確認であり、この数値 により当該年度の補助金額が決定します。

## 9月中旬~ 【園児納付金調査】 (→区市町村へ提出)

- 10 月初旬
- ・翌年度における保育料等の調査です。当年度に対し金額等を変更する場合は 園則変更が必要となります。
- ・翌年度の補助金額を算定するための基礎数値となります。

#### 10月下旬 【補助金説明会資料提供】 令和7年10月31日(金曜日)夕方頃

・令和7年度における補助金の配分方針及び補助単価等についての資料です。 ※資料提供による対応としています。

## 11 月上旬 【補助金の交付金額の内示】

・当該年度の補助金の交付金額を内示します。

#### 11月上旬 【交付申請書の提出】(支払金口座振替依頼書、印鑑登録証明書を含む)

・当該年度の補助金の交付における申請書です。

#### 1月中旬 【補助金の交付決定】

・当該年度の補助金の交付を行います。

#### 令和8年度

#### 5月末日 【実績報告書の提出】

(**提出期限**) ・前年度の補助金の交付額、補助対象経費等についての実績報告書です。

# 8月下旬 【額の確定通知】

・前年度における、各設置者の補助金額を確定し、通知します。

# 私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱

昭和62年10月 3日 62総学一第 384号 総 務 局 長 決 定

#### 第1 趣旨

この要綱は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2の 規定に基づく私立幼稚園の運営費に対する補助金の交付について、必要な 事項を定めるものとする。

#### 第2目的

私立幼稚園教育振興事業費補助金(以下「補助金」という。)は、都民の幼児教育に占める私立幼稚園の重要性に鑑み、私立幼稚園に対して、その運営費の一部を補助することにより、都民の幼児教育の場を確保するとともに、私立幼稚園の教育条件の維持向上並びにその経営の安定性及び健全性を高め、もって私立幼稚園の振興発展を図るために交付するものである。

#### 第3 補助対象

- 1 この補助の対象は、補助金交付年度(以下「交付年度」という。)の 5月1日現在幼児が在籍する学校教育法(昭和22年法律第26号)附 則第6条の規定により私立の幼稚園(子ども・子育て支援法(平成24 年法律第65号)第27条に定める施設を除く。以下「幼稚園」という。) を設置する者(以下「設置者」という。)及び別途実施細目に定める者 とする。ただし、設置者が提出した学校法人化事業計画書に対し知事が 学校法人によって設置されるよう措置することが適当である と認定した幼稚園の設置者を除く。
- 2 暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。 以下「暴排条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員及び同条 第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)及び次に掲げる団 体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。
- (1) 暴力団 (暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある

もの。

#### 第4 補助対象経費

この補助の対象となる経費は、幼稚園の教育条件の維持向上並びにその経営の安定性及び健全性を高めるために資する経費とする。ただし、国又は地方公共団体等の他の補助金の交付の対象となる補助事業に要する経費を除く。

#### 第5 補助金の額の算定

幼稚園ごとの補助金の額は、幼稚園数、学級数、本務教職員数及び幼児数に応じて補助する一般補助と特別の目的のために補助する特別補助とに分けて、次に定めるところにより、予算の範囲内で算定する。

# 1 一般補助

幼稚園別交付額の算定方法は、補助標準額に評価係数を乗じて算定する。

#### (1) 補助標準額

補助標準額は、幼稚園割、学級割、本務教職員割及び幼児割のそれぞれの補助単価に、各幼稚園の基礎数値を乗じて算出する。

#### (2) 補助単価

補助単価は別に定める。

#### (3) 基礎数值

学級数、本務教職員数及び幼児数を用いることとし、それぞれ交付年度の5月1日現在の数値とする。ただし、本務教職員数については、別に定める基準を上限とする。

なお、幼児数については、定員内実員とする。

#### (4) 本務教職員

本務教職員は、第3に定める補助の対象となる幼稚園に、正規の教員 又は職員として雇用され、当該幼稚園が加入している私立学校共済組合 等に加入している者で、次に掲げる職にあるものとする(休職等により 当該幼稚園から給与の一定額(平常勤務の際における給与の2割相当額) 以上の支給を受けていない者を除く。)。

#### ア園長

当該幼稚園に1週間当たり5日以上勤務する者

# イ 教頭

当該幼稚園に1週間当たり5日以上勤務する者

#### ウ教員

当該幼稚園に1週間当たり5日以上勤務し、幼稚園の普通免許状又は臨時免許状を有する者

#### 工 事務職員

当該幼稚園に1週間当たり5日以上勤務し、幼稚園の事務に従事する者(図書室勤務の職員、栄養士及び養護を担当する職員を含む。)

#### 才 現業職員等

当該幼稚園に1週間当たり5日以上勤務し、幼稚園の用務等に従事する者

#### (5) 評価係数

評価係数は、別表により評価項目について各幼稚園を評価し、100 に評価点の合計を加え、それを100で除した数とする。

また、特別の事情がある場合には、評価係数を調整する。

#### 2 特別補助

幼稚園別交付額の算定方法は、次に掲げる補助項目の額を合計して算定する。

#### (1) 地域教育事業補助

交付年度において、幼児教育に関する知識・方法を年間を通じて無料で地域住民のために提供している場合は、取組事業数に別に定める補助単価を乗じて得た額とする。ただし、取組事業数は、最大3事業までとする。

#### (2) 授業料減免補助

次のア及びイの補助ごとに定める要件を備えている場合において、別 に定める額をそれぞれ補助する。

#### ア 授業料減免制度整備促進補助

- (ア) 家計状況若しくは家計状況の急変により授業料の全部若しくは一部を減免する制度又は授業料に相当する額の全部若しくは一部を支給する制度の根拠規程を交付年度の前年度に有していること。
- (4) 当該制度について、幼児の保護者等に対し、文書等(入園案内、 募集要項等)により周知していること。

#### イ 授業料減免補助

(ア) 家計状況の急変により授業料及び毎年度納付させる園則上のその 他の納付金の全部若しくは一部を減免する制度又は授業料に相当す る額の全部若しくは一部を支給する制度の根拠規程を交付年度の前 年度に有していること。

- (4) 当該制度について、幼児の保護者等に対し、文書等(入園案内、 募集要項等)により周知していること。
- (ウ) 交付年度の前年度に授業料及び毎年度納付させる園則上のその 他の納付金を減免していること。

#### (3) 満3才児の受入れ補助

満3才児の募集定員を設定し、交付年度の前年度に満3才児の受入れ実績があった場合には、別に定める額を補助する。加えて、交付年度の前年度の 3月1日に在籍する満3才の幼児の数に、別に定める補助単価を乗じて得た 額を補助する。

#### (4) 生徒等の安全対策推進補助

私立幼稚園で、幼児等の安全を確保するための取組を行っている場合には、次に掲げる事項について算定し補助する。

#### ア 安全対応能力向上の取組

私立幼稚園で、防犯対策の充実及び大地震を想定した防災対策を図るため、次の要件を備えている場合には、交付年度の前年度の取組実績に対して、別に定める額とする。

- (ア) 危機管理マニュアルを策定していること。
- (イ) 防犯及び防災研修・訓練等の教職員の安全対応能力の向上の取組 を年1回以上行っていること。

#### イ 事故対応能力向上の取組

私立幼稚園で、園内での事故等に迅速に対応できる人材を育成するため、教職員を対象とするAED(自動体外式除細動器)等の機器を活用した心肺蘇生法実技講習会などの事故対応能力向上の取組を年1回以上行っている場合には、交付年度の前年度の取組実績に対して、別に定める額とする。

#### (5) 保育体験の受入れ補助

私立幼稚園で、東京都内の高等学校又は中学校に通う生徒が幼稚園児とのふれあいや保育体験を通して、家庭生活や親の役割などについて理解を深め、豊かなものの見方や考え方を醸成することを目的に、保育体験を積極的に受け入れている場合には、交付年度の前年度の取組実績に対して、別に定める額とする。

#### (6)学校関係者評価補助

私立幼稚園で、教育の質の向上を目指し、交付年度の前年度に学校評

価の自己評価及び学校関係者評価を実施している場合には、別に定める 額とする。

#### 第5の2 補助金の交付の時期

補助金は、当該年度の1月31日までに交付するものとする。ただし、 特に知事が認める場合はこの限りではない。

#### 第6 補助金の減額等

- 1 設置者又は幼稚園が次の(1)から(8)までのいずれかに該当する場合は、 その状況に応じ、幼稚園別交付額を5割の範囲内で減額して交付するこ とができる。
  - (1) 学校教育法、私立学校法(昭和24年法律第270号)等の規定に違反したとき。
  - (2) 東京都からの借入金の償還(利息及び延滞金の支払を含む。)又は公租公課の納付を特別な理由がなく1年以上怠っているとき。
  - (3) 破産手続開始の決定を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、 又は銀行取引停止処分を受ける等財政状況が極度に窮迫しているとき。
  - (4) 幼稚園の運営上著しく適正を欠く収入若しくは支出又は財産の運用があるとき。
  - (5) 教職員相互間、設置者と教職員との間又は設置者と近隣住民等との間において訴訟その他の紛争があり、幼稚園運営の適正な執行を期し難いとき。
  - (6) 会計処理が不適正である場合等業務執行が著しく適正を欠いているとき。
  - (7) 補助金の交付申請書等に不実の記載をしたとき。
  - (8) 補助金の交付の目的又は決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
  - 2 設置者又は幼稚園が、1の(1)から(8)までのいずれかに該当する場合において、その状況が著しく、補助金交付の目的を有効かつ適正に達成することができないと認められるときは、補助金を交付しないことができる。
  - 3 1及び2の規定を適用する場合には、私立学校経常費補助金交付に係る減額基準(平成13年3月1日12総学一第991号)を準用するものとする。

#### 第7 交付の申請

この補助金の交付を受けようとする設置者は、事業計画書(別記第1号様式)、交付申請書(別記第2号様式)、私立学校教育助成金調査表その他必要とする書類(以下「交付申請書等」という。)を知事に提出するものとする。

#### 第8 交付の決定及び通知

- 1 第7の交付申請書等の提出があった場合は、知事は、その内容を審査 し、補助の目的に適合すると認めたときは、交付の決定を行うとともに、 当該設置者に対してその結果を通知するものとする。
- 2 知事が認めた場合には、補助を受けようとする者が、第3 2に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

#### 第9 交付の条件

知事は、この補助金の交付の決定に当たっては、補助金交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) この補助金は、第4に定める経費に使用するものとし、この目的以外 に使用し、又は交付決定の内容に定められた執行方法に反して使用して はならない。
- (2) 補助事業は、第10に規定する実施期間中に完了しなければならない。 この期間中に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合 は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により知事に報告し、 その処理について指示を受けなければならない。
- (3) 補助金を受けて補助事業を行う設置者(以下「補助事業者」という。) は、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、アに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。
  - ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
  - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 知事が、職員をして補助事業についての関係書類及び物件を調査させた場合又は補助事業の遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、補助事業者は、これに応じなければならない。
- (5) 知事は、(4)による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとする。
- (6) 補助事業者が(5)の命令に違反したときは、知事は、この補助事業の遂

行について一時停止を命ずることがあり、この場合においては、補助事業者は、指定する期日までに交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならない。

(7) 補助事業者は、第7又は第11の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。

#### 第10 補助事業の実施期間

補助事業は、交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならない。

#### 第11 実績報告

補助事業者は、補助金に係る事業の実績報告書(別記第3号様式)を交付年度の翌年度の5月末日までに知事に提出しなければならない。

#### 第12 関係書類の整備

補助事業者は、補助事業についての収入及び支出の状況を明確にするため、経理状況を記載した帳簿を備え、補助事業に関する他の書類とともに 交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

#### 第13 設備の管理

補助事業により取得した設備は、当該設置者の定める管理規程に基づき、 善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

#### 第14 補助金の額の確定

知事は、第11の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

# 第15 是正のための措置

知事は、第14の規定による審査又は調査により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に 適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることが できる。

#### 第16 決定の取消し等

1 知事は、補助金の交付決定を受けた設置者が、次の各事項の一に該当する場合は、その状況に応じ、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第6 1(1)から(8)までの一に該当する場合
- (2) 補助事業者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。) が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (3) 第9(7)に規定する報告を受けた場合
- 2 知事は、補助金の交付の決定後において、やむを得ないと認められる 特別の事情が生じたときは、当該決定の全部若しくは一部を取り消し、 又は当該決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 3 1及び2の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定が あった後においても適用があるものとする。

#### 第17 補助金の返還等

- 1 第16の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合 において、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、補助事業 者は、当該取消額を指定する期日までに返還しなければならない。
- 2 第14の規定により補助金の額の確定を行った場合において、補助金の 確定額を超えて補助金が交付されているときは、補助事業者は、当該超 過額を指定する期日までに返還しなければならない。
- 3 第16 1(1)及び(2)の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を 取り消した場合において、当該取消額の返還を命じたときは、補助事業 者は、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命じた額 (その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を 控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算 金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 4 1及び2の規定により補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が、これを指定する期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 5 知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、交付すべき他の補助金があるときは、当該未納の補助金等の額の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

- 6 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還
  - (1) 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等 仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税 及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場 合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(別記第4号様式) を知事に提出しなければならない。
  - (2) 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

#### 第18 申請の撤回

知事は、補助金の交付の決定に際しては、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に異議があるときは、通知受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を補助事業者に対し通知するものとする。

#### 第19 補助金額の端数計算

補助金の算定において、一般補助の各項目の計算によって得た額、補助標準額に評価係数を乗じて得た額及び特別補助の各項目の計算によって得た額について、それぞれ100円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。

#### 第20 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、東京都私立学校教育助成条例(昭和53年東京都条例第10号)、東京都私立学校教育助成条例施行規則(昭和53年東京都規則第82号)及び東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)の定めるところによる。

附 則 (昭和62年10月3日)

この要綱は、昭和62年10月3日から施行し、昭和62年度の補助金から適用する。

附 則(平成4年11月13日)

この要綱は、平成4年11月13日から施行し、平成4年度の補助金から 適用する。

附 則(平成4年12月22日)

この要綱は、平成4年12月22日から施行し、平成4年度の補助金から 適用する。 附 則(平成5年6月30日)

- 1 この要綱は、平成5年6月30日から施行し、平成5年度の補助金から 適用する。
- 2 平成5年度については、幼児数が定員内実員の幼稚園に対して別に算定する調整額を交付することができる。

附 則(平成7年10月27日)

この要綱は、平成7年10月27日から施行し、平成7年度の補助金から 適用する。

附 則(平成8年10月21日)

- 1 この要綱は、平成8年10月21日から施行し、平成8年度の補助金から適用する。
- 2 平成8年度については、別に算定する調整額を交付することができる。

附 則 (平成9年11月6日)

この要綱は、平成9年11月6日から施行し、平成9年度の補助金から適用する。

附 則 (平成10年10月20日)

この要綱は、平成10年10月20日から施行し、平成10年度の補助金から適用する。

附 則(平成11年10月20日)

この要綱は、平成11年10月20日から施行し、平成11年度の補助金から適用する。

附 則(平成12年10月18日)

- 1 この要綱は、平成12年10月18日から施行し、平成12年度の補助 金から適用する。
- 2 平成12年度の第5 1 (3)の基準を超えた本務教職員については、基準を超えた人数に0.85を乗じた数を基準教職員数に加算する。

附 則(13生文私振第494号)

- 1 この要綱は、平成13年10月12日から施行し、平成13年度の補助 金から適用する。
- 2 平成13年度の第5 1 (3)の基準を超えた本務教職員については、基

準を超えた人数に0.70を乗じた数を基準教職員数に加算する。

附 則(14生文私振第512号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年9月30日から施行し、平成14年度の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 平成14年度の第5の1により算定した当該幼稚園の一般補助の額を当該幼稚園の幼児数で除して得た額が、全幼稚園の一般補助総額を幼児総数で除して得た額の3.0倍を上回った場合には、当該幼稚園の一般補助の額を調整する。
- 3 平成14年度の第5の1の(3)の基準を超えた本務教職員については、 基準を超えた人数に0.50を乗じた数を基準教職員数に加算する。

附 則(14生文私振第1184号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度の補助金から 適用する。

附 則(15生文私振第491号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年9月16日から施行し、平成15年度の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 平成15年度の第5の1により算定した当該幼稚園の一般補助の額を当該幼稚園の幼児数で除して得た額が、全幼稚園の一般補助総額を幼児総数で除して得た額の4.0倍を上回った場合には、当該幼稚園の一般補助の額を調整する。
- 3 平成15年度の第5の1の(3)の基準を超えた本務教職員については、 基準を超えた人数に0.25を乗じた数を基準教職員数に加算する。

附 則(17生文私振第598号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月5日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則(18生文私振第663号)

この要綱は、平成18年9月7日から施行し、平成18年度の補助金から 適用する。

附 則(20生文私振第663号)

この要綱は、平成20年8月22日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則(21生文私振第744号)

この要綱は、平成21年9月14日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則(22生私振第170号)

この要綱は、平成22年9月10日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則(23生私振第787号)

この要綱は、平成23年9月2日から施行し、平成23年度の補助金から 適用する。

附 則(25生私振第830号)

この要綱は、平成25年10月4日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則(27生私振第745号)

この要綱は、平成27年9月15日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則(28生私振第761号)

この要綱は、平成28年9月21日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則(31生私振第954号)

この要綱は、令和元年9月13日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

附 則(3生私振第867号)

この要綱は、令和3年9月2日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則(4生私振第1144号)

この要綱は、令和4年10月24日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

附 則(7生私振第737号)

この要綱は、令和7年10月10日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。

# 別表 (第5関係)

評 価 要 素	評 価 項 目	評 価 方 法	配点
保護者負担	4 才児の初年度 納付金の合計額	低い幼稚園にプラス点、高い幼稚 園にマイナス点を配点する。	± 5
教育条件	評価対象教員1 人当たりの幼児 数	少ない幼稚園にプラス点、多い幼 稚園にマイナス点を配点する。	± 5
	1 学級当たりの 幼児数	基準より多い幼稚園に対して一律 にマイナス点を配点する。	-10

評価対象教員は、補助対象教員のうち、週5日以上勤務している教員とする。

# 私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱実施細目

平成13年10月12日生活文化局長決定

私立幼稚園教育振興事業費補助金に係る補助対象について、下記のとおり 定める。

記

補助金交付年度中に新たに設置者を欠き、やむを得ない理由により当該年度内に設置者変更認可を受けることができない幼稚園は、幼稚園管理運営及び経費負担について責任を負う者を設置者代行とすることにより、当該年度に限り補助金の交付を受けることができる。

# 見本

令和 7年度 学校情報一覧表 (幼稚園)

作成日 : R7.8.14 東京都私学部 レポートNO :KI3120Y2 幼稚園割単価 925.500円 「有」の場合は、地域教育事業補助 学校名称 西新宿幼稚園 単価30万円×事業数 学校コード : 1234567 減免総額の 本務教職員割単価 10/10 561, 300円×14人 「有」の場合は、授業料減免制度とおり相違ありません。 整備促進補助単価30万円 |園長·教員 =1(園長)+実学級数+(実学級数÷3) |職員 =2(園児120人以下の場合) 印 東京 太郎 「有」の場合は、安全対応能力 園児実員(定員内実員) ÷60(園児121人以上の場合) 向上の取組補助単価30万円 園長•教員 職員 合計 地域教育事業の有無 事業数 有 本務教職員数(人) 授業料減免制度 11 15 補助基準人数(人) 授業料減免制度整備促進補助 有 3 11 14 実施人員 補助対象人数(人) 授業料減免制度(家計状況の急変) \*  $\frac{14.00}{}$ (令和 7年 5月 1日現在) 37,500) 円 (令和3年度実績) 減免総額 学校関係者評価有無 有 有 満3才児の受入れ補助 園児数(人) 実学級数 10 実員 定員 定員内実員 3才 5才 生徒等の安全対策推進補助 4才 有 安全対応能力向上の取組 180 150 150 ( 東児数・学級数は <del>令和 7年 5月 1日現在)</del> 事故対応能力向上の取組 有 保育体験の受入れ補助 初年度納付金 授業料・納付金(円) 3才 5 4才 「有」の場合は、 90,000 令和 7年度 年間授業料 800,000 300,000 入学金 300,000 学校関係者評価 教材費 18,000 施設費 18,000 暖房費 5,000 5,000 学則上その他納付金 幼児割単価5.800円×150人 「有」の場合は、事故対応能力向 (12344)上の取組補助単価10万円 学級割単価52. 400円×7学級 500 「有」の場合は、満3才児の受入れ 補助単価30万円+満3才児園児数×100千円 「有」の場合は、保育体験の受 入れ補助単価12万円

# 令和7年度私立幼稚園教育振興事業費補助金交付申請書の作成について

令和7年度私立幼稚園教育振興事業費補助金交付申請書については、下記により記入してください。

# 1 記入に必要な書類

① 交付申請書(様式・記入例) HPに掲載

② 執行単価表等

③ 交付申請書提出依頼文 別途(11月中旬までに)発送予定

④ 内示額一覧表

⑤ 学校情報一覧表 既に配付済み

# 2 記入にあたっての注意事項

- (1) 押印箇所には、必ず**印鑑登録をしてある印(法人の場合は法人の実印)**を押印してください。
- (2) 記入内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、(1) と同じ印を押印の上、訂正してください。 (修正液、修正テープ等は使用しないでください。)
- (3) 提出にあたっては、必ずコピーをとり、「幼稚園控」として5年間保管してください。

#### 3 記入方法

各幼稚園の補助金額は、基礎数値をもとに算出する一般補助額と特別目的による特別補助額との合計額です。11月中旬までに各設置者に③交付申請書提出依頼文と④内示額一覧表を発送する予定ですので、各項目の金額を確認の上、以下の手順に従って、交付申請書を作成してください。

#### (1)「6 補助金算出内訳」の「(1)一般補助」(3枚目)の記入について

⑤学校情報一覧表をもとに「イ 学級数」、「エ 補助対象人数」、「カ 幼児数」を記入します。ア、ウ、オ、キの項目欄に②執行単価表等の各割単価を記入し、それぞれの基礎数値(イ、エ、カ)を乗じて各割の金額を算出します。各割合計額(ア+ウ+オ+キ)に④内示額一覧表の評価係数を乗じて「ケ 今回交付分」を算出します。

算出した「ケー今回交付分」と、④内示額一覧表の「一般補助交付額」とが等しくなることを確認してください。

#### (2)「6 補助金算出内訳」の「(2)特別補助」(4~7枚目)の記入について

⑤学校情報一覧表をもとに該当の項目のみ記入してください。 (それぞれの項目ごとに、 ④内示額一覧表の特別補助の各金額と一致することを確認してください。)

- ◆「b 地域教育事業補助」
  - ⑤学校情報一覧表の「地域教育事業の有無」欄により、事業の有無を○で囲みます。 「有」の場合、学校情報一覧表より該当の事業数を○で囲んでください。補助金額は② 執行単価表等の単価に事業数を乗じて算出します。
- ◆「 c 授業料減免制度整備促進補助」 ⑤学校情報一覧表の「授業料減免制度整備促進補助」欄により、事業の有無を○で囲

みます。「有」の場合、補助金額は②執行単価表等の額となります。

- ◆「 d 授業料減免補助」
  - ⑤学校情報一覧表の「授業料減免制度(家計状況の急変)」欄により、実施人員と減免総額を記入します。減免総額の10分の10が補助金額になります。
- ◆「 e 満 3 才児の受入れ補助」
  - ⑤学校情報一覧表の「満3才児の受入れ補助」欄により取組みの有無を○で囲みます。 「有」の場合、補助金額は②執行単価表等の額となります。
- ◆ 「f 安全対応能力向上の取組補助」
  - ⑤学校情報一覧表の「安全対応能力向上の取組」欄により取組みの有無を○で囲みます。「有」の場合、補助金額は②執行単価表等の額となります。
- ◆「g 事故対応能力向上の取組補助」
  - ⑤学校情報一覧表の「事故対応能力向上の取組」欄により取組みの有無を○で囲みます。「有」の場合、補助金額は②執行単価表等の額となります。
- ◆「h 保育体験の受入れ補助」
  - ⑤学校情報一覧表の「保育体験の受入れ補助」欄により取組みの有無を○で囲みます。「有」の場合、補助金額は②執行単価表等の額となります。
- ◆ 「 i 学校関係者評価補助」
  - ⑤学校情報一覧表の「学校関係者評価補助」欄により取組みの有無を○で囲みます。 「有」の場合、補助金額は②執行単価表等の額となります。

#### (3)「3 幼稚園別補助金申請額」(1枚目)の記入について

◆「1 申請理由」

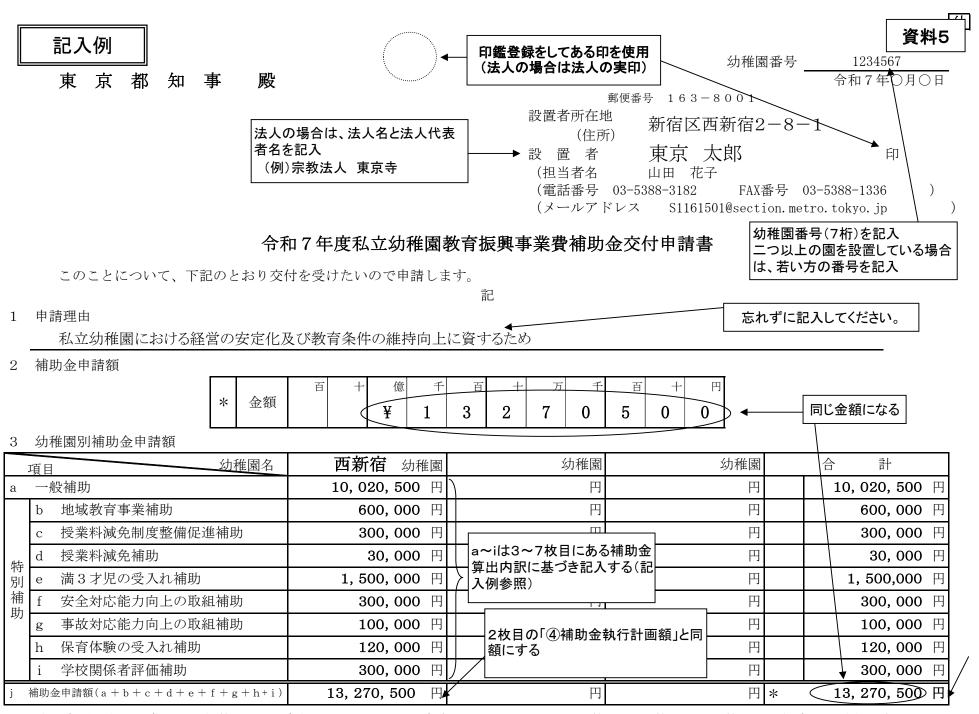
私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱の目的に沿って、記入例を参考に記入して ください。

- ◆「2 補助金申請額」
  - 「j 補助金申請額」合計と同じ金額を記入してください。金額の頭には「¥」を記入してください。
- ◆「3 幼稚園別補助金申請額」
  - $a \sim i$  については、上記(1)及び(2)により算出した額をそれぞれ記入してください。
  - 「j 補助金申請額」合計と、④内示額一覧表の「補助金内示額」が等しくなることを確認してださい。

#### (4)「5 補助金執行計画」(2枚目)の記入について

「④ 補助金執行計画額」の総額Aは1枚目の「2 補助金申請額」と同額となります。 都や区市町村の他の補助金を受けている場合、「② ①のうち補助の対象とならない経 費」欄には、当該補助金の補助の対象となる経費を記入し、内訳の「備考」欄には当該補 助金の名称を記入してください。

また、①~④の各欄について、総額Aと内訳(B+C)の金額が等しくなることを確認してください。



<sup>4</sup> 確認事項 当設置者は、要綱第3 2に該当すると認められる事実はありません。また、第8 2、第16及び第17の規定に異議なく応じます。

# 5 補助金執行計画

3 無助並執行	п ш	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
令和7年度の幼稚園	園の総予算額を記入			幼稚園名	西新宿
区分	① 予 算 額	② ①のうち補助の対象 とならない経費	③ 補助対象経費 (①-②)	④ 補助金執行計画額	備考
総額 (B+C) A	30,000,000 円	2, 750, 000 円	27, 250, 000 円	13, 270, 500 円	
内 人 件 費 B	20, 000, 000	2, 750, 000	17, 250, 000	13, 270, 500	・特別支援教育事業費補助金 ・預かり保育推進補助金
訳 その他の経費 C	10, 000, 000	0	10, 000, 000	0	
は、その補助金の	おや区市町村の他の補助金の交付を受ける場合 は、その補助金の補助の対象となる経費を記入   1枚目の「j補助金申請額」と同額   他の補助金名を記入   (記入例は、全額人件費として執 なられ 行した場合)   補助金執行計画額   備 考				
内 : 八・預かり保育推進   ・・・・・・・ 補助対象経費()	人件費): 220万円 補助金 人件費): 55万円 教育振興事業費補助金の	補助の	円	円	
				幼稚園名	
区 分	① 予 算 額	② ①のうち補助の対象 とならない経費	③ 補助対象経費 (①-②)	④ 補助金執行計画額	備考
総額 (B+C) A	. 円	PI	円	円	
内 人 件 費 B					
訳 その他の経費 C					

# 前頁と同じ印を押す

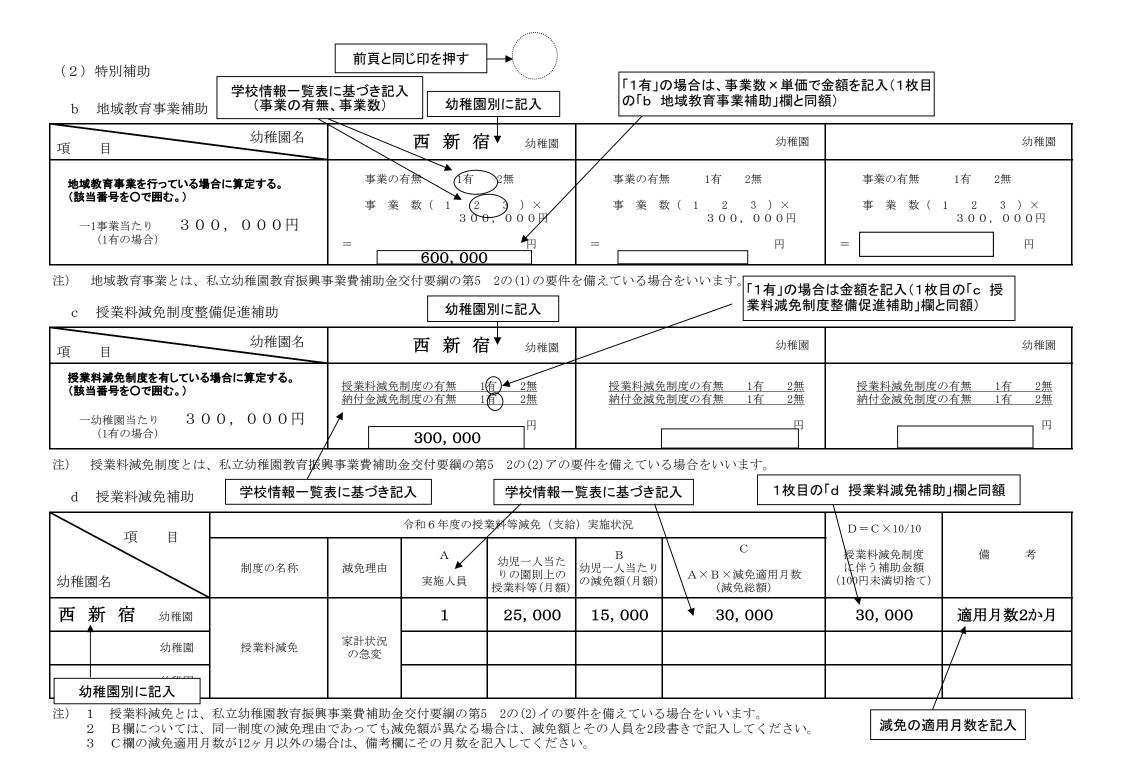
# 6 補助金算出内訳

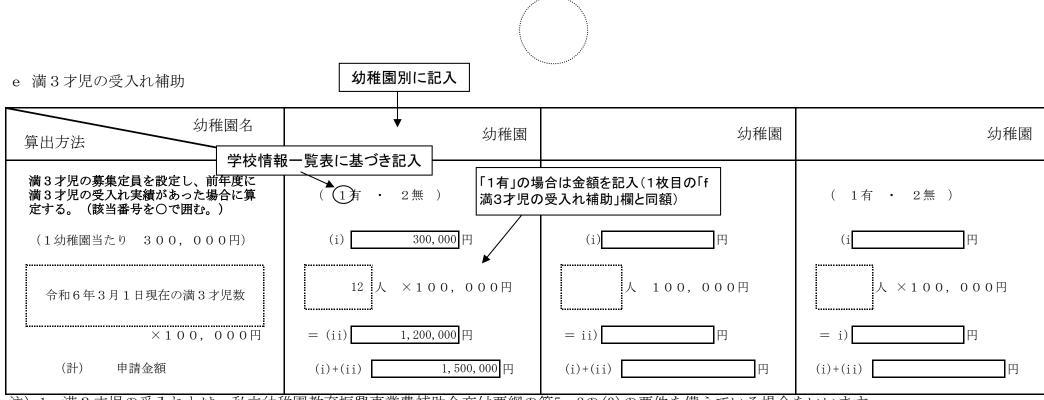
(1) 一般補助 a 一般補助 **幼稚園別に記入** 

項		西新宿 幼稚園	幼稚園
7	幼稚園割 925,500円	925,500円	P P
学級	イ学級数(令和7年5月1日現在)	<b>7</b> 学級	学級
割	ゥ (52, 400円×イ)	366,800 H	H
職本	工 補助対象人数(令和7年5月1日現在)	14 人	別紙の単価表及び学校情報一覧表 の基礎数値により算出する
員務割教	オ (561, 300円×エ)	7,858,200 円	H
幼児	カ 幼 児 数(令和7年5月1日現在)	150 人	
割	‡ (5, 800円×ħ)	870,000 円	) H
Þ	評 価 係 数	1.00	内示額一覧表により記入する
ケ	今回交付分 (ア+ウ+ォ+キ) ×ク (100円未満切捨て)	10,020,500円	

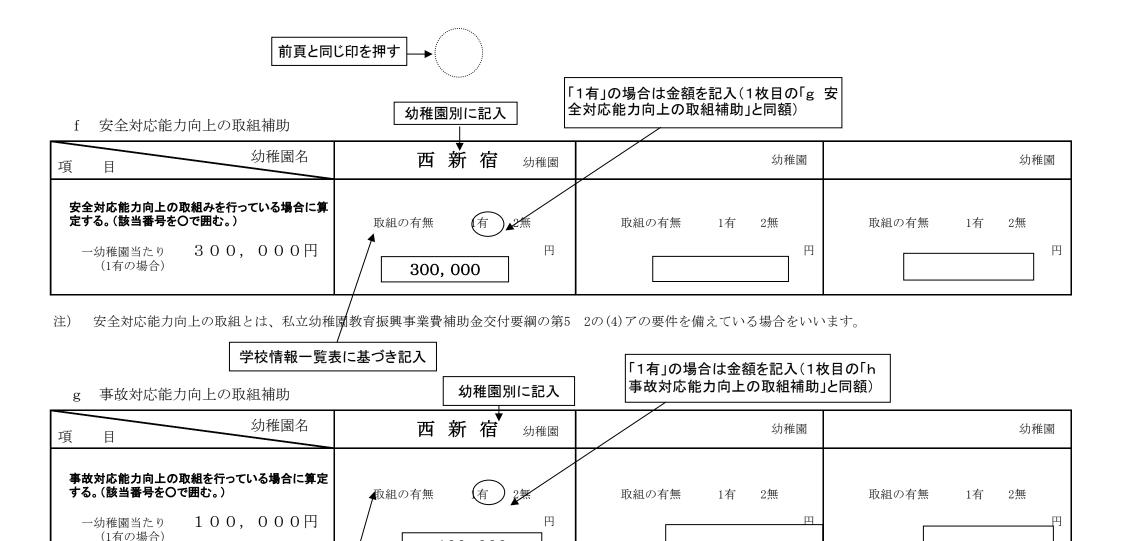
1枚目の「a 一般補助」欄と同額

- 注) 1 「エ 補助対象人数」欄は、調整後の本務教職員数です。先に通知した「学校情報一覧表」の補助対象人数を確認の上記入してください。
  - 2 「カ 幼児数」欄は、令和6年5月1日現在の園児数(定員内実員)です。「学校情報一覧表」を確認の上記入してください。
  - 3 「ケー今回交付分」欄は、別紙「令和5年度私立幼稚園教育振興事業費補助金内示額一覧表」の一般補助交付額欄と一致することを確認の上、記入してください。





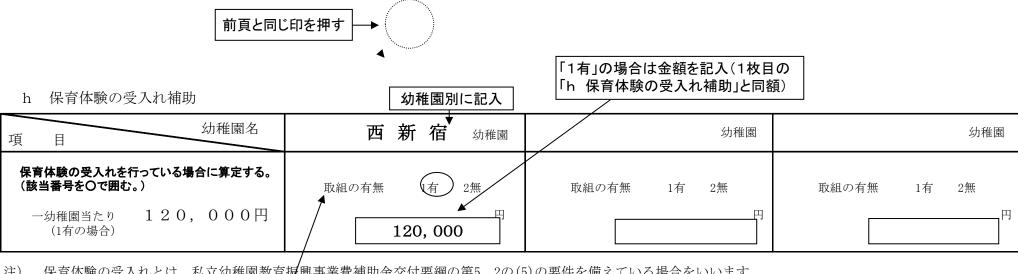
注) 1 満3才児の受入れとは、私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱の第5 2の(3)の要件を備えている場合をいいます。



注) 事故対応能力向上の取組とは、私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱の第5 2の(4)イの要件を備えている場合をいいます。

100,000

学校情報一覧表に基づき記入



保育体験の受入れとは、私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱の第5 2の(5)の要件を備えている場合をいいます。

# 学校情報一覧表に基づき記入

i 学校関係者評価補助

幼稚園別に記入

項目幼稚園名	西新宿 幼稚園	幼稚園	幼稚園
学校関係者評価を行っている場合に算定する。(該 当番号をOで囲む。) - 幼稚園当たり 300,000円 (1有の場合) 学校情報一覧表に	取組の有無 (有) 2無 円 300,000	取組の有無 1有 2無 円	取組の有無 1有 2無 円

学校関係者評価とは、私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱の第5 2の(6)の要件を備えている場合をいいます。

## 1 補助の内容

事業内容	補助対象経費※1	補助対象限度額※2	補助率(額)※3
1 耐震 <u>診断</u>	耐震診断経費	なし	補助対象経費の4/5以内
2 耐震 <u>補強</u> 工事 及び付帯工事	・工事費 ・実施設計費(但し 上限は補助対象 工事費の <b>5%</b> )	1 園・学校あたり 3 億円 ただし、同一年度に複数 の棟を対象として耐震工	耐震診断数値の結果により、①か②を 適用する。 ①補助対象経費の2/3以内 【鉄筋・鉄骨造等】 ・Is 値が 0.3 以上 0.7 未満 ・ q値が 0.5 以上 1.0 未満 ・ CtuSd 値が 0.15 以上 0.3 未満 【木造】 ・Iw値が 0.7 以上 1.1 未満
3 耐震 <u>改築</u> 工事 及び付帯工事	建物の補助対象面積 ※4に補助単価を乗じて得た額	<u>事を行う場合は、1園・</u> <u>1学校につき<b>6億円。</b></u>	②補助対象経費の4/5以内 【鉄筋・鉄骨造等】 ・Is 値が 0.3 未満 ・ q 値が 0.5 未満 ・CtuSd 値が 0.15 未満 【木造】 ・Iw 値が 0.7 未満
4 アスベス トの除去、封じ 込め又は囲い 込み工事	•工事費 •調查分析費 •実施設計費	1園・学校あたり <b>2億円</b>	補助対象経費の <b>1/2</b> 以内 国庫補助事業の補助対象となった事 業については、国が認める補助対象経 費の 1/3 以内

- ※1 補助対象経費には消費税を含みます。
- ※2 複数にわたる当事業内容を行う場合(例:診断と補強を同一年度に行う等)の補助対象限度額は、全補助対象経費の合計に対しての限度額となります。
- ※3 算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てます。また、国庫補助事業の補助対象となった事業で、同一の補助対象経費部分については、国庫補助金相当額を差し引いて補助します。ただし、アスベストについては国庫補助の上乗せが可能です。
- ※4 対象となる旧建物のうち、耐震上問題のない階層の面積は補助対象になりません。

# 2 注意点

- (1) **昭和56年以前(新耐震設計基準交付前)**に竣工した建物(園舎、校舎及び屋内運動場等の教育施設)が 対象(アスベストは平成8年以前に竣工した建物が対象)です。
- (2) 耐震診断は、工事を行う年度ではなく、診断を行った年度に補助金の申請をしてください。
- (3) 耐震診断と耐震補強工事は、申請年度内に補助対象事業の全ての支払を終えてください。
- (4) 耐震補強工事又は耐震改築工事を行う場合、耐震診断(2次診断)の結果が必要です。
- (5) 耐震改築工事は、「耐震補強工事では対応できない理由」を個別にお聞きいたします。**建築年数経過・老朽化は、耐震改築の直接の理由とはなりません。**
- (6) 複数年度にわたる耐震改築工事は、工事の進捗率、契約代金支払額に応じて、年度ごとに補助金の交付を 決定します(**毎年度申請が必要です**)。
- (7) 新築や増築は補助対象となりません。
- (8) 補助申請した(又は予定している)事業において、進め方等に疑問や不安が生じた場合は、自己判断で進めず、その都度私学部までご相談ください。

#### <申請様式につきましては、以下よりダウンロードしてください。>

私学事務支援サイト 掲示板 通知管理 No.2004 又は、

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/000000757.html

# 補助金等交付財産の財産処分に係る事前協議の徹底について

都の補助事業等により取得し、又は効用を増加した財産については、下記のような 行為が制限されます。これらの行為を行うためには、原則としてあらかじめ知事の承 認を受ける必要があります。

承認を受けずに処分等を行った場合、補助金交付の条件に違反し、交付決定の取消 事中に該当する場合があります。

承認の手続きには一定の期間 (注1) が必要となるため、下記の行為に該当する恐れがある場合、承認までの十分な期間を見込んだうえで、必ず事前相談を行うようお願いいたします。

記

- 1 制限される行為例
  - (1) 転用
  - (2) 譲渡
  - (3)交換
  - (4)貸付
  - (5) 取壊し
  - (6) 廃棄
  - (7)担保に供する処分(抵当権の設定等)

# 2 その他

国庫補助金においても、同様の制限があります。都の補助金に関わらず、財産処分の恐れがある場合、必ず事前相談を行ってください。

(注1)

おおむね3か月程度です。事案によっては、これ以上の期間が必要となります。

私立幼稚園等環境整備費補助金 関 連 資 料

> 令和7年10月31日(金曜日) 東京都生活文化局私学部

# 「私立幼稚園等環境整備費補助」(令和7年度) に関するお知らせ

幼児教育の質の向上のための遊具等の環境整備に要する経費の一部を補助します。今年度はこれに加え、連日の猛暑に対する緊急的な対応として、園児の熱中症対策に要する経費の全部を補助します。

# ■ 制度概要

#### 1 申請者の要件

都内に私立幼稚園及び私立の幼稚園型認定こども園または幼保連携型認定こども園を 設置する設置者

#### 2 補助対象経費・上限額

- (1)私立幼稚園等施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の整備に要する経費に対して、その一部を補助する。
  - また、園児の熱中症対策物品の整備に要する経費に対して、その全部を補助する。
- (2) 遊具等に係る補助対象経費の上限は1**園当たり180万円**とする。 熱中症対策に係る補助対象経費の上限は1**園当たり20万円**とする。

#### 3 補助率

#### ①游具等

(1) 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園 1/2 (2) 交付決定年度(令和7年度)に幼稚園で、 翌年度に認定こども園に移行する予定の学校法人立幼稚園 1/2 (3) (1) 及び(2) 以外の幼稚園 1/3

②熱中症対策

申請要件を満たす全幼稚園等

10/10

#### 4 その他

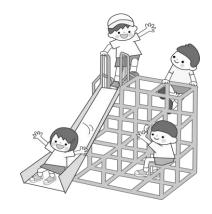
- (1)契約から支払いまでを令和7年度中(令和7年4月1日から令和8年3月31日)に行うものが対象になります。期間外の項目があった場合は、補助対象外になります。
- (2) 園庭や園舎と一体をなすような施設そのものの整備は、補助対象外になります。
- (3)0~2歳児のみが使用する物品は、補助対象外になります。
- (4) 教職員用の物品は、補助対象外になります。
- (5) 国から補助制度の変更等が示された結果、内容が変更となる場合があります。

# ■ 申請スケジュール(予定)

令和7年 9月 8日 交付申請書提出依頼 10月 17日 年 交付申請書提出締切 2月 頃 令和8年 交付決定 2月 以降 実績報告書提出依頼 年 年 5月 下旬 補助金交付

#### ■ 問合せ先

東京都 生活文化局 私学部 私学振興課(助成担当) 益田 アドレス S1161501@section.metro.tokyo.jp ※メールでのお問合せにご協力下さい。 電 話 03-5388-3182



# ■ よくいただくご質問

	よくいににくし質問	
1	補助金申請額が満額交付されますか。	予算の範囲内での補助金執行となりますので、各園への補助金交付額に圧縮がかかる場合があります。
		・本補助の対象となる経費は、国の教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)の基準に準じま
2	どのようなものが補助の対 象となりますか。	す。 「緊急環境整備では、施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備の整備を対象としています。そのため、これらの購入費用や設置、備え付けに必要な経費は対象となりますが、屋外教育環境整備で対象としているアスレチック遊具、屋外ステージ等の整備は対象になりません。また、設備の整備にあたり要する地ならし等の工事経費、既存設備の撤去費用等も対象となりません。」(平成27年4月24日付27文科初第241号。平成27年度教育支援体制整備事業費交付金に係る事業の募集について(依頼)より抜粋)また、全ての設備や物品に係る運搬費(送料・運賃等)は補助の対象になりません。
		・本補助は幼稚園等の教育環境の質の向上を目的とすることから、原則として園児が直接使用するものや教職員が保育室や園庭で園児の教育のために使用するものに限ります。そのため、例えば、事務室で使用する机・イスなどの事務用備品や園長室の調度品・ソファー等、あるいは建物維持管理用の物品などは補助の対象となりません。また、短期間のうちに消耗する物品や個人の所有に係る物品も対象となりません。
3	遊具・運動用具・教具・保 健衛生用品等とは具体的に どのようなものですか。	以下のようなものが例として挙げられます。 遊具:ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、等 運動用具:跳び箱、マット、三輪車、トランポリン、等 教具:積み木、紙芝居、絵本、園児用机・イス、楽器、等 保健衛生用品:体重計、身長計、幼児用寝台、テント・日よけシェード等の熱中症対策物品、等
4	設備改修費用は、対象とな りますか。	既存建物の改修や遊具の補修など改修費用は補助の対象となりません。
5	短期間のうちに消耗する物 品とはどんなものですか。	概ね1年未満の適正な使用により、一度に消費してしまったり、消耗していくもの又は原形を失うものを指します。 例)絵の具、鉛筆、消しゴム、画用紙、カラーペン等
6	園庭の遊具を新しいものに 買い換える場合は、撤去・ 廃棄に要する費用は対象と なりますか。	撤去・廃棄費用は対象となりません。
7	補助事業実施に際し、入札 や見積り競争によって業者 及び金額等を決定すべきで すか。	【遊具等】 補助事業を行うに当たっては、補助金の適正かつ効率的な使用が求められているところであり、また、補助金という性質上その手続の透明性を確保することが重要です。 そのためには、公正かつ客観的な基準に基づく競争により契約の相手方及び契約金額を決定する方法が妥当であり、原則として同一条件で行った3社以上での入札や見積り競争を行う必要があります。 なお、例外的に、契約ごとに1件の金額が30万円未満の場合は、幼稚園において価格調査を行った上で、見積書は1社でも差し支えないものとします。その際は、採択業者の見積書とは別に、価格調査を行ったことがわかる資料(カタログのコピー、インターネットの画面を印刷したもの)を備えてください。 【熱中症対策】 熱中症対策事業については、連日災害級の猛暑が続いている状況を受けて緊急的に実施するものであることを踏まえ、書類については大幅に省略します。
8	補助金の交付対象となった 場合、処分制限等は生じま すか。	補助金の交付対象となった設備等は、事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その目的に従って使用する必要があります。 処分制限の期間前に処分等を行う場合には、私学部を通じて知事に届ける必要があります(補助金の返還が必要な場合があります。)。 例)・すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他 10年 ・児童用机及び椅子 5年
9	認定こども園の場合、〇〜 2歳児の認可外保育施設部 分のみで使用するものにつ いても補助対象となります か。	保育所部分のみで使用するものは、補助対象外となりますが、幼稚園部分と保育所部分とで共用して使用するものについては、補助対象とし、按分の必要はありません。
10	インターネットオークションで買ったものは対象になりますか。	対象となりません。インターネットオークションは、競争性のある業者選定過程を経て申請額の適正さを担保する制度の趣旨から逸脱するものであり、補助金の適正執行の観点から適切ではありません。
11	掃除機、洗濯機、乾燥機、 オーブンレンジは対象にな りますか。	国の教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)の基準に準じ、対象となりません。
12	収納用品は対象になりますか。	国の教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)の基準に準じ、対象となりません。 例)本箱、ロッカー、道具入れ、靴箱、ハンガーラック、倉庫、等
13	大型遊具は対象になります か。	園庭の大部分を占める、または一式500万円以上の大型遊具は、対象とならない場合がございますので事前にご相談ください。
14	予備品や交換品も対象にな りますか。	対象となりません。
15	修繕や改修の場合、対象に なりますか。	対象となりません。
16	園(法人)が購入して園児 の所有になるものも対象に なりますか。	園で所有し、園で使用するものが対象になるため、園児に配布し、園児の所有になるものは対象となりません。
17	交付申請時に提出した「採 択業者」以外から購入して も補助対象になりますか。	「採択業者」として決定している以上、採択業者以外からの購入は補助対象外になります。特に在庫状況など変動があるものについては、お気をつけください。
18	交付決定を受けた見積額から契約額が変更となった場合、補助金額は見積額と契約額のどちらに基づいて算出されますか。	補助金は交付決定額を上限として支出されます。 このため、見積額を契約額が上回る場合、見積額をもとに補助金額を算出します。見積額を契約額が下回る場合、契 約額をもとに補助金額を算出します。
19	見積書の取得期限はありますか。	交付申請書の締切日までに取得した見積書が対象となります。 ※令和7年度は令和7年10月18日
		I